

○ 稲川土地改良区職員退職金給与規程

〔昭和48年1月19日
制 定〕

改正 昭和55年2月20日 昭和62年2月23日
昭和62年12月8日 平成23年2月23日
平成27年2月13日

第1条 土地改良区は、この規程の定めるところにより退職又は死亡したときは退職給与金を支給する。

第2条 前条の給与金に充てるため次により土地改良区は、引当基金を積立てるものとする。

- (1) 全職員毎月俸給月額額の10分の2。ただし、積立金が要支給額を超過するときは、要支給額を限度とする。
- (2) 理事会の議決によりさらに積立てを要すると認めたとき。

第3条 職員が在職年数1年以上にして退職又は死亡したときは、退職又は死亡した当時の給与を基準として在職年数に応じ別表により算出した金額を退職給与金として一時に支給する。ただし、次の各号の一に該当するときはこの限りでない。

- (1) 勤続年数1年未満にして退職したとき。
- (2) 懲戒処分により解職したとき。
- (3) 犯罪又は不都合の行為のため解職させられたとき。
- (4) 臨時職員の場合。

2 前項の該当者であっても理事長が支給の必要があると認めた場合は、理事会の承認を得て規定額内で支給することができる。

第4条 勤続年数は、次の各号により算定する。

- (1) 就職の月から起算し、退職又は死亡の月まで引続いた在職期間。
- (2) 休職期間は、勤続年数に加算する。
- (3) 勤続年数に1年未満の端数を生じたときは月割計算とし、1年未満の端数はこれを切り捨てる。
- (4) この規程により退職給与金を受けたものが、再び就職したときは、前の在職年数は加算しない。

第5条 退職給与金は、退職したときは退職と同時に本人の請求により、また、死亡したときは遺族の請求により支給する。

2 死亡した職員の遺族が数人であるときは受給者の順位は配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹にして、本人の死亡当時、これと同一戸籍内にあるものとする。ただし、死亡した職員が生前別段の意思表示したときはこの限りでない。

第6条 この規程の引当金は、一般会計とは別に積立てるものとする。

2 前項の積立金で、この規程による給与ができない場合の不足額は、一般経費から繰入れて支給するものとする。

第7条 この規程に定めのないものは理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和48年1月19日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

附 則（昭和55年2月20日）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月23日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月8日）

1 昭和63年4月1日在職者で同日以後に退職した者については、本規程により算出した支給率が昭和63年3月31日現在で算出した支給率に達するまでは、昭和63年3月31日現在で算出した支給率により支給する。

2 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日）

この規程は、平成23年2月23日から施行する。

附 則（平成27年2月13日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

勤続 年数	支給額（月）		勤続 年数	支給額（月）	
	自己都合	その他		自己都合	その他
1	0.60	1	22	23.40	30
2	1.20	2	23	24.60	32
3	1.80	3	24	25.80	34
4	3.00	4	25	33.75	36
5	4.00	5.5	26	35.25	38
6	4.50	7	27	36.75	40
7	5.25	8.5	28	38.25	42
8	6.00	10	29	39.75	44
9	6.75	11.5	30	41.25	46
10	7.50	13.5	31	42.50	48
11	8.88	15.5	32	43.75	50
12	9.76	17	33	45.00	52
13	10.64	18	34	46.25	54
14	11.52	19	35	47.50	56
15	12.40	20	36	48.75	58
16	13.28	21	37	50.00	60
17	14.15	22	38	38年以上 は50ヶ月 を上限と する。	38年以上 は60ヶ月 を上限と する。
18	15.04	23	39		
19	15.92	24	40		
20	21.00	26	41		
21	22.20	28	42		

